

5-1 地域の需要に相応する介護老人保健施設

<提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 介護保険法第8条第27項（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設で、各地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模のものであること。なお、他の地域からの利用を数多く想定した大規模施設の設置は認められない。
- 2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条に規定する協力病院が近接に所在する場合等、介護老人保健施設を市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる場合であること。
- 3 当該介護老人保健施設が確実に開設される見込みであることが、県の保健福祉部局より確認できたもの。
- 4 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 5 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

参考：介護保険法の介護老人保健施設のうち、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第二種社会福祉事業（無料又は低額）の用に供されるものは、法第34条第1項第1号あるいは第14号に基づく許可が必要となる。

(開発審査会)	平成11年	3月10日	第270回	(参考) 指針Ⅲ-7-1-(15)
	平成12年	5月17日	第278回	
	平成19年	9月20日	第321回	
	平成20年	5月21日	第325回	(平成20年9月 1日施行)
	平成26年	7月16日	第360回	(平成26年8月13日施行)

<介護保険法>

第8条（定義）

1～26 （略）

27 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

第94条（開設許可）

介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。